

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	令和2年4月23日 長 官 官 房
------------------------	-----------------------------	----------------------

公 安 委 員 会	九 代 目 酒 梅 組 の 指 定 の 確 認	令 和 2 年 4 月 23 日
説明資料No. 2	について	刑 事 局

1 概要

令和2年3月12日、大阪府公安委員会から九代目酒梅組に係る指定暴力団としての指定についての確認請求書を受理。審査専門委員の意見聴取を経て、指定の要件に該当する旨の確認を行うもの。

※ 九代目酒梅組(主たる事務所:大阪府、代表する者:吉村 みつお、構成員:約30人)

2 指定の要件に該当すると認める理由

(1) 実質目的要件（暴力団対策法第3条第1号）該当性

九代目酒梅組は、次のとおり、資金獲得活動のため、その威力を暴力団員に利用させ、又は利用することを容認することを実質上の目的とするものと認められる。

○ 威力を利用した資金獲得活動の状況

前回指定の効力発生日以降、同団体の暴力団員は、同団体の威力を利用した資金獲得活動に伴う覚醒剤取締法違反等により検挙され、又は暴力的的要求行為により中止命令を受けている。

(2) 犯罪経歴保有者要件（同条第2号）該当性

九代目酒梅組の全暴力団員の数に占める犯罪経歴保有者数の比率が、暴力団対策法施行令で定める比率を超えている。

(3) 階層組織性要件（同条第3号）該当性

九代目酒梅組は、代表する者の統制の下、運営を支配する地位、指示又は命令できる地位及びその他の地位の各階層を有し、階層的に構成されている団体である。

公 安 委 員 会	「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき国際テロリストを指定する件」について	令和2年4月23日 警 備 局
説明資料No. 3		

1 概要

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号。以下「法」という。）第4条第4項に基づく聴聞の実施結果を踏まえ、同条第1項の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第1373号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストを指定する。

2 指定する国際テロリスト

指定する国際テロリストの名称その他の事項を国家公安委員会告示により公告する。

- 指定する国際テロリストの内訳
法人その他の団体：3団体
- 指定の有効期間（3年を超えない範囲で指定）
令和2年4月27日から令和5年4月26日までの間

3 指定要件の該当性

指定される国際テロリストは、法第4条第1項各号のいずれかに該当している必要があるところ、上記国際テロリストについては、以下の要件に該当する。

- ① 外国為替及び外国貿易法により対外取引規制を受ける者（同条同項第1号）
- ② 我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国により財産の凍結等の措置を受けている者（同条同項第2号ハ）

4 聽聞の実施結果

法第4条第4項は、国際テロリストの指定をしようとするときは、聴聞を行わなければならないとしているところ、不利益処分の名あて人となるべき者として通知したいずれの者も聴聞の期日（令和2年4月20日）に出頭しなかったことから、不出頭として聴聞を終結した。

5 今後の予定

4月27日：国家公安委員会告示の官報掲載（本件指定の公告）

公 安 委 員 会	令和元年度会計監査実施結果	令和2年4月23日
説明資料No. 4	について	長 官 官 房

1 重点項目及び対象部署

契約及び捜査費の執行を重点項目とし、78部署に対して実施した。

2 会計監査の実施結果

(1) 特徴

経費の執行に関し、所要の手続が執られていないなど会計経理上の過誤が見受けられた。

(2) 主な指示事項・指導事項

ア 契約

繰越承認を要する契約手続に関し、承認前に契約を締結していた。
(指導事項)

イ 捜査費の執行

- 捜査諸雑費の執行内容に関する中間交付者の確認が不十分であったため、複数の執行で支給漏れとなっていた。(指導事項)
- 捜査員が取扱者から交付を受けた一般捜査費を長期間にわたり執行することなく手元で保管していた。(指導事項)

ウ 物品管理及び旅費その他の経費

- 中央調達物品に関し、物品整理票が貼付されていないなど必要な物品管理手續が行われていなかった。(指導事項)
- 旅費に関し、複数所属で旅行命令簿に支出等関係文書としての表示がなかった。(指導事項)

3 今後の方針

令和元年度の会計監査実施結果を踏まえ、令和2年度会計監査実施計画に基づき厳正な会計監査を実施し、より適正な会計経理の推進を図る。

公 安 委 員 会	新型コロナウイルス感染症への 対応について	令 和 2 年 4 月 23 日
説明資料No. 5		警 備 局

1 感染者数【4月22日時点】

- (1) 国内における感染状況～11,496人（死亡277人）
- (2) ダイヤモンド・プリンセス号における感染状況～712人（死亡13人）
- (3) 世界における感染状況～2,425,732人（死亡168,688人）

2 最近の政府等の対応

- (1) 新型インフルエンザ等特措法に基づく政府対策本部を設置（3月26日）。「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定（3月28日）
- (2) 4月1日、米国、英国等49か国・地域の全域を入国拒否対象地域に指定。これを含む計73か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否（4月3日から運用開始）
- (3) 全ての国・地域からの入国者に対し14日間の待機等を要請、これらの国において発給された査証の効力を停止、査証免除措置を順次停止（4月3日から運用開始）
- (4) 4月7日、「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」を公示。同16日、これを変更し、緊急事態措置を実施すべき区域を7都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県）から全都道府県に拡大。同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更。全都道府県のうち13都道府県（上記7都府県に加え、北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府）を特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を推進する必要のある特定警戒都道府県と位置付け。

3 警察の対応

- (1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（3月26日）
- (2) 感染による混乱の防止・国民の不安解消のための対応
 - 空港、医療施設等における警戒警備の実施
 - 関連する犯罪の取締り及び防犯情報の提供
 - 知事の住民に対する外出自粛要請に伴う対応（警戒活動を通じた声掛け等）
- (3) 警察が所掌する行政手続における対応
 - 感染等を理由に運転免許等の更新ができなかった場合の取扱いに係る法的解釈の整理・周知
 - 事前申出による同一運転免許証での運転等可能期間の延長措置
 - 教習期間の弾力的運用や事前申出による技能試験免除期間の延長措置による運転免許センターや自動車教習所等の一時閉鎖等に伴う不利益の軽減
- (4) 警察活動における警察職員の感染防止等
 - 様々な警察活動における感染予防対策の徹底
 - 感染確認時における具体的な業務継続の検討